

熱海市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第13号

熱海市火災予防条例の一部を改正する条例

熱海市火災予防条例（昭和37年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第3条第1項第1号中「の各号」を削る。

第10条中「の操作」を「その操作」に改める。

第18条第1項第1号中「の各号」を削る。

第28条第2項中「燃料の」を「燃料等の」に改める。

第29条の3第1項中「もっぱら」を「専ら」に改め、同条第4項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改める。

第29条の4第3項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改める。

第30条中「の各号」を削り、同条第4号中「又は」を「、又は」に、「破損腐食、さけめ」を「破損、腐食、裂け目」に改める。

第31条の2第1項第7号中「接触し」を「接続し、かつ」に改める。

第31条の5第2項第7号を次のように改める。

(7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第35条中「の各号」を削り、同条第5号ア本文中「基準席」を「基準席数」に改め、同号イ中「通路の際」を「通路のうち避難の際」に改める。

第36条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「の各号に定めるところによらなければならない」を「によること」に改める。

第39条中「の各号」を削り、同条第1号中「こえて」を「超えて」に改め、同号ア中「1未満のはしたの数」を「1センチメートル未満の端数」に改める。

第50条を第51条とする。

第49条の前の見出しを削り、同条を第50条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法若しくは令又はこれらに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。